

長岡安平の公園設計書にみる着眼点の傾向と設計思想

Focuses and Design Concepts in Yasuhei Nagaoka's Park Specifications

浦崎 真一*

Shinichi URASAKI

Abstract: This study clarifies Yasuhei Nagaoka's design concepts by examining specifications for six of his parks. It compares the parks by extracting the focus of the design policy and instructions and classifying both the instructions and the intentions for those instructions. Instructions were able to be classified into seven types, and intentions for instructions were able to be classified into eight types. These analyses clarified the idea that Nagaoka regarded how visitors would use the park as the most important consideration while respecting the natural landforms and view. He also took into consideration the scenic beauty and convenience as well as making artificial elements inconspicuous, if possible, when designing park facilities. The importance of enjoying scenery or using park facilities changes the design specifications, depending on the location and history of the park. The comparison of specifications for six parks enabled a cross-sectional and concrete verification. This study provides a new understanding of Nagaoka's thoughts about park design.

Keywords: Yasuhei Nagaoka, park, specification, focuses, design concepts

キーワード: 長岡安平, 公園, 設計書, 着眼点, 設計思想

1. 背景と目的

明治から大正にかけて活躍した造園家長岡安平は、明治 11 (1878) 年に東京府土木掛に奉じ、以降所属を転じながら全国の公園設計を手掛けたことで知られる¹⁾。長岡が設計にかかわった事業は 187 ヶ所にのぼり、そのうち公園は 21 都道府県におよぶ延べ 70 ヶ所が確認できる²⁾。

これまで長岡の設計思想については、東京市公園課長を務めた井下清が長岡の遺稿をまとめた『祖庭 長岡安平翁造庭遺稿』³⁾ (以下、『遺稿』) を中心に検討され、赤坂⁴⁾、市川⁵⁾、佐藤ら⁶⁾、小林⁷⁾の研究に『遺稿』による考察がみられる。また具体的設計記述を扱った研究としては「臺遊園設計書」により津田⁸⁾が、地方紙に掲載の設計方針をもとに千秋公園を対象として長谷川⁹⁾が検討をおこなっている。

この二つの具体的設計を対象とした研究によれば長岡の設計思想は、人工物の意義は認めながら自然の地形や植生を重んじ¹⁰⁾、あるいは自然の地形を活かし最小限の人為を加える¹¹⁾設計とされ、また雑木林の景観や逍遙的景観に特徴があり¹²⁾、一方利用の面では市民を中心とした社会性や教育面にも重点を置くもの¹³⁾とされる。ここで留意すべきは、対象とされた千秋公園と台遊園がそれぞれ長岡の設計経歴における最初期と最晩期の事例¹⁴⁾であり、また後者は民間企業依頼の行楽施設である点である。

そこで本論では対象を公園設計に絞り、中間期を含むより多く

の具体的な設計書を対象に検討することにより、長岡の公園設計にかかるとする着眼点を抽出し、その傾向およびそこから示される設計思想を明らかにすることを目的とする。

2. 対象とする史料とその体式

長岡の設計思想を読み取りうる史料としてはこれまでに多くの設計図書がみられ、なかでも図面史料が比較的よく知られているものの¹⁵⁾、文字史料の確認は限られたものである¹⁶⁾。そこで本論では、より具体的に設計思想を知ることができる文字史料としての設計書に着目し、考察を進めることとする。対象史料とする設計書は、現在明らかとなっている東京都公園協会の二つの調査報告¹⁷⁾所載の公園設計書から抽出した。この調査報告には 17 件の公園設計書が記載されているが、比較および考察の条件を統一するため史料の採用条件として、対象公園名、設計年月、設計者名として長岡安平の名前¹⁸⁾の記載があり、完結した設計書であることとした。これにより 17 件の公園設計書のうち、手記内に残された断片的な設計書である 10 件と、条件に不備のある 1 件は対象史料から除外した。よって本論の対象史料を表 - 1 に示す 6 件の公園設計書とした。

対象とする 6 件の設計書は、明治 36 (1903) 年から大正 11 (1922) 年の設計で、浦崎のおこなった年代による長岡の経歴区分²⁰⁾では巖島公園は通信省時代、中島・樗谿・呉市²¹⁾の各公園

表 - 1 長岡安平による公園設計書一覧(設計者名の記載があり完結したもの)

記号	表題	設計年	公園名	設計地	提出先	所蔵	形態/紙数
A	巖島公園設計書	明治36(1903)年	巖島公園	広島県	広島県知事 徳久恒範	個人蔵 19)	—
B	中島公園設計書	明治40(1907)年	中島公園	北海道	札幌区長 青木定謙	札幌市公文書館	縦丁21丁
C	樗谿公園設計書	明治45(1912)年	樗谿公園	鳥取県		鳥取市歴史博物館	縦丁11丁
D	呉市公園設計書	大正 3(1914)年	呉市公園	広島県	呉市長 澤原俊雄	みどりの図書館東京グリーン・ハイブス	縦丁12丁
E	白河南湖公園設計方針及設計書	大正 4(1915)年	南湖公園	福島県	白河町長 藤田真次郎	みどりの図書館東京グリーン・ハイブス	綴 12枚
F	山本公園設計書	大正11(1922)年	山本公園	秋田県	江畑新之助	秋田県立図書館	縦丁14丁

*公益財団法人東京都公園協会

は東京市事務嘱託時代、南湖・山本両公園は退職後時代に区分される。いずれも長岡が精力的に設計を手がけたとされる経歴区分である。

史料の体式は、大きく分けて設計書の属性を示す項目、設計方針、個別設計事項の三つの部分で構成され、属性を示す項目としては表題、設計年月、設計者名、提出先が含まれる。これらの提出先として樗谿公園のみ記載がないが、中島・呉市・南湖の各公園は所在地の基礎的自治体首長宛、厳島公園は広島県知事宛である。山本公園は江畑新之助という個人宛の記載となっており、江畑は秋田県飯詰村長および秋田県議会議員を務めた人物で²²⁾『遺稿』に私設公園であることが記されている²³⁾。このことから各設計の依頼者がわかる。

設計方針では当該公園の立地や来歴、地形及び景観の特徴、包括的な設計方針が記載されている。個別設計事項は設計指示を簡条書きで示しており、内容は多岐にわたる。

本論ではこれら設計方針、個別設計事項から着眼点を抽出し、個別設計事項は指示内容を分類して、分類ごとの傾向を整理することで公園相互の比較を試みる。なお、本論中の各公園設計書からの引用は括弧内に表-1中の記号により示す。

3. 設計方針の内容

対象とするすべての設計書に設計方針が示されている。設計方針の内容は大きく設計対象公園の歴史・立地・特徴を述べた部分と、当該公園設計にあたっての統括的な設計方針を述べた部分に分けられる。前者はそれぞれの公園について述べた内容であるが、全体的に表現に共通性がみられる。まずいずれも公園を称賛する以下のような表現から始められている。

厳島公園

「三景の随一としてその名天下に高く、公園区域内には景色無双なる一中略一勝区あり。一中略一敦れも海山の風光に富み、各特種之美を専らにせり (A)」

中島公園

「空気清爽閑雅幽邃ノ地境ニシテ頗ル風光ニ富メリ (B)」

樗谿公園

「頗ル深奥幽邃ナリ一中略一海山風光掌ノ裡ニ掬スベク神気爽快自ラ塵俗ヲ脱シ仙界ニ入ル感アリ (C)」

呉市公園

「実ニ天然ノ景色豊富ニシテ、自ラ公衆遊樂ニ最適ノ地ナリ (D)」

南湖公園

「山々水々豊ニシテ加フルニ喬木老樹蕪蔚ト繁茂シ殊ニ鏡山樹間ヨリ南湖ヲ望ミタル景色ハ絶景ナリト云フバク実ニ理想的ノ公園ナリ (E)」

山本公園

「空気清澄閑雅幽邃ノ地境ヲナシ一中略一限リナキ遠山雲表ニ聳ヘ山水ノ風光ニ富メリ (F)」

こういった称賛句に続けて厳島・南湖両公園を除く4公園では、表現に微細な差異はあるものの、このように優良な立地であるので「少シク人工ヲ加ヘンカ公衆来テ散策スルモノ陸続踵ヲ接シ公園ノ目的ヲ達スルヤ明ナリ (C)」すなわち少し手を入れれば来園者が行列するほどとなり公園の目的を達するとし、6公園すべてにおいて「妄リニ人工ヲ施サルノ方針 (D)」をもって設計すると記されている。

後半の統括的な設計方針はどういった公園施設を配置するかが中心に述べられており、表-2に主なものを抽出した。これによれば休憩施設や営業施設の設置が多くの公園で計画され、なかでも四阿、茶店・喫茶店は全公園にわたる。また出現項目の少ない厳島・樗谿・南湖各公園と、多い中島・呉市・山本各公園にお

表-2 各公園設計方針に出現する公園施設

出現施設	厳島	中島	樗谿	呉市	南湖	山本
露床・ベンチ		○	○	○		○
四阿	○	○	○	○	○	○
遊泳場	○	○				○
遊船池		○				○
迷園				○	○	○
運動場	○	○		○		
テニス場				○		○
体操場				○		○
相撲場				○		
野球場						○
大弓場						○
競馬場						○
音楽堂						○
動物園		○				
森林劇場						○
茶店・喫茶店	○	○	○	○	○	○
割烹店	○	○		○		○
旅館・ホテル				○		○
便所		○	○	○	○	○

むね二分できる。これには、厳島公園は「三景の随一として其名天下に高 (A)」い厳島、樗谿公園は招魂社および樗谿神社周囲一帯²⁴⁾、南湖公園は「文化ノ初メニ白河楽翁カカ衆ト共ニ楽シムノ目的ヲ以テ経営セラレタル (E)」南湖であり、前者が以前より景勝地として人々を集めた地であるのに対し、後者は新たに公園として整備される地であるという各公園の来歴に、みだりに人工を施さない方針を取りながらも特性に応じて必要な施設を設ける姿勢が窺える。

また厳島・呉市・南湖の各公園には、方針に顕著な特徴が確認できる。厳島公園は「園内道路は殆ど全部を挙げ粗悪険仄にして一中略一道路を完全ならしむるは効下の急務とす。若し之が改良宜しきを得るに於ては一中略一本島の繁榮を来すは火を見るが如く明白なれば、設計の大方針は主として道路の完備に努めり (A)」とあり、園路改修に主眼を置いている。呉市公園は「我国ニ於テ公園ト称スルモノハ一中略一地勢概ネ丘状ヲ為シ、眺望逍遙ニハ佳ナルモ公園ノ本旨タル多数人ノ集合ニ適スルモノ罕ナルハ甚ダ遺憾トスル処ナリ。本公園ハ之ニ反シ、数万坪ノ平坦地ヲ有シ、欧州的好個ノ公園タル素質ヲ備フ (D)」とあり、平坦であることを特徴としヨーロッパ風の公園が念頭にある。南湖公園については「開設当時ニ於テハ多人数ノ集合スルガ如キコトナカリシヲ以テ専ラ逍遙ニ重キヲ置キテ設計セラレタリシナラント思惟セラル。一中略一今日ニ於テハ聊カ近世式経営ヲ加フル必要アリト信セラル (E)」とあり、逍遙だけでは公園たり得ないという意味を感じられる。

一方で、園内に河川の流れる中島・呉市両公園にはどちらも堤防上にサクラを列植し、「東都ノ墨堤ニ髣髴タラシメ (B)」る意図を示しており、そのほか営業店や迷園の設置など定型化した方針もみられる。

これら全体方針に続けて「詳細は設計書に列記したるに付 (A)」と個別設計事項へと移る。

4. 設計の着眼点と意図

個別設計事項は当該公園の設計について簡条書きにて仔細に列記された部分で、見出しとして表題と同じく「公園設計書」と表されており、設計者が各公園設計書全体のうちで主要部分として

認識していたことがわかる。公園全体をいくつかの設計区域に分割し区域別に列記している設計書もみられる。これらの内容は多岐にわたるため、設計事項の内容について抽出し次のとおり分類した。

- ア. 基盤整備 園地の造成または上下水道整備等および園路、船着場等園内および園外からの動線等、公園の基盤整備にかかわる事項
- イ. 植栽 植栽設計にかかわる事項
- ウ. 公園施設 アおよびイに含まれるもの以外の公園の各種施設の設置、変更、撤去等にかかわる事項
- エ. その他 上記のアからウに分類されない土地の買収や管理の指示等にかかわる事項

また、これらのうち指示内容からア. 基盤整備は a 園地造成, b 交通の 2 項目に, ウ. 公園施設は a 修景施設, b 休養施設, c 遊戯施設, d 運動施設, e 教養施設, f 便益施設および g 管理施設の 7 項目に細分類した。これら分類した項目を本論では長岡の設計における「着眼点」と呼ぶこととする。それぞれに出現する指示対象は表 - 3 のとおりである。

さらに個別設計事項の中には、単にどのような変更を加えるかの指示だけの事項と、その指示の目的が示されている事項がみられる。これらの内容は利用者の利便性、景勝の観賞、設計対象の美観、記念物等保存、植物の活用、設計対象の用途、構造的不備、公園の管理の 8 つに大別できる。この指示の目的を本論では設計の「意図」と呼ぶこととする。

各公園の設計区域数、設計事項数、項目数および意図含有数は表 - 4 に示すとおりである。一箇条の設計事項には必ずしも一つの分類項目のみではなく、複数含まれている場合があるため、各項目の出現数を合算すると事項数に対して 3 割から 7 割増となる。また、各公園で全事項数の 3 割弱から 6 割弱までの割合で何を意図した指示かがわかる事項となっている。

5. 着眼点の傾向

前述の着眼点の分類に従い、各公園の立地、地形、来歴による着眼点の傾向の違いを明らかにするため、各項目の出現数を集計し出現割合を考察した (図 - 1)。

まず各公園設計の着眼点の傾向をアからエの分類でみると、対象範囲の広いウ. 公園施設の割合が最も大きくなる公園がほとんどで、特に榑谿・山本の 2 公園は半数を超えているが、その中で厳島公園のみア. 基盤整備が最も大きくなっている (38.7%)。また南湖公園もアにおいて比較的大きく (34.7%)、この 2 公園はほ

表 - 3 長岡による設計書の個別設計事項に出現する指示対象

事項	項目	指示対象
ア. 基盤整備	a 園地造成	上下水道・整地・浚渫・石垣・堰・土止・広場
	b 交通	園路・橋・階段・船着場
イ. 植栽		中高木・灌木・花卉草本・地被類・支柱・生垣
ウ. 公園施設	a 修景施設	植物保護・地形保全・瀑布泉水及護岸・灯籠・花壇・藤棚・築山・島・迷園・水路・景石・飛石・石畳・丘
	b 休養施設	四阿・露床・腰掛・テーブル・休憩所
	c 遊戯施設	鞦韆・徒渉池・砂場・砂利場・釣堀・遊船所・迷園
	d 運動施設	運動場・遊泳場・観覧場・トラック・テニスコート・体操器・相撲場・野球場
	e 教養施設	劇場・動物園・果樹園・蔬菜園・森林劇・社殿・仏閣・記念物・公会堂・養魚所
	f 便益施設	茶店・割烹店・露店・和洋酒コーヒー店・茶屋・臨時売店・ホテル・カフェ・別荘・盆栽屋
	g 管理施設	便所・木柵・洗濯所・竹管・説明標・人止柵・井戸・説明札・禁制札・供給水場・芥溜箱・掃除用具置場・塀・電燈・水呑器・ポスト・柵・園丁詰所・材料置場・公園事務所・取締詰所・雨水吐・土蔵・物置・門・石水吐
エ. その他		買収・巡視員・モラル・民家・管理指示

表 - 4 長岡による設計書の区域・事項・項目数

公園名	厳島公園	中島公園	榑谿公園	呉市公園	南湖公園	山本公園
区域数	8	4	2	1	2	1
事項数 (意図含)	388 (183)	82 (47)	99 (38)	66 (18)	79 (45)	82 (34)
項目数	506	138	138	93	121	117

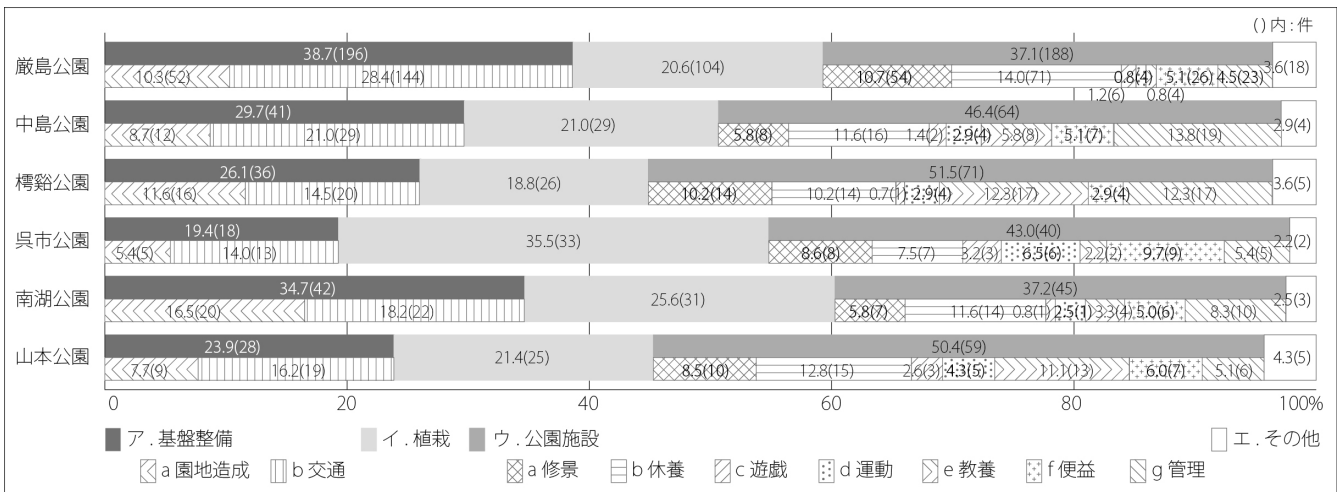


図 - 1 各設計書における着眼点の出現割合

かの4公園よりもウの割合において1割から1.5割程度小さい。イ。植栽については全体的に2割前後であるが、呉市公園のみ割合が大きくなっている(35.5%)。またエ。その他は3%前後で、どの公園においても大きい割合ではない。

細分類した全11項目で特徴的なものを挙げると、ア-a園地造成では南湖公園(16.5%)が、ア-b交通では厳島公園(28.4%)の割合が公園相互に比較して有意に大きい。ウ。公園施設ではa景観施設において厳島(10.7%)・樗谿(10.2%)の2公園、b休養施設においては厳島公園(14.0%)、c遊戯施設およびd運動施設では呉市(c 3.2%, d 6.5%)・山本(c 2.6%, d 4.3%)の2公園がそれぞれ、e教養施設では樗谿(12.3%)・山本(11.1%)の2公園、f便益施設は呉市公園(9.7%)、g管理施設は中島(13.8%)・樗谿(12.3%)が公園相互に比較して割合が大きくなっている。

以上のような着重点の傾向を設計方針と照らし合わせると、まず厳島公園は園路改修に主眼を置く記述がみられたとおり、ア-b交通の割合が大きくなっている。また呉市公園は平坦地を広く有することから多人数を集める施設として、ウ-c遊戯施設やd運動施設がほかの公園と比べて着重点として大きい。あるいは同じく全く新たな公園として設計された山本公園もcおよびdは呉市公園に続いてやや高い割合であることに加えて、e教養施設の割合が高く、多様な公園施設をもつ公園として設計されていることがわかる。一方で神社境内地を公園として設計した樗谿公園は同じe教養施設の割合が大きいが、こちらは現存の神社施設についての項目が多いことによるもので、新設よりも改修、移設などを指示している。南湖公園については比較的着重点が分散した設計となっているが、ア-a園地造成がほかの公園より大きい割合を示していることから、人々が集合する場所がないという現状に起因することが考えられる。

6. 個別設計事項に含まれる意図

(1) 意図の内容

次に個別設計事項に含まれる意図について、長岡がどのような設計思想をもって指示したかを知る有力な記述であるため、分類に従い内容を整理する。

1) 利用者の利便性

利用者の利便性の向上や改善を意図した指示で、「飲料水井戸一ヶ所ヲ新設シ運動者ニ便ナラシムル事(B)」、「四阿ヲ建設シ休憩所ニ供スル事(D)」といった単に利用者の便と表現されるものや休憩、娯楽、児童の利用といった具体性を含む表現のほか、「勾配ノ急ナルヶ所ニ木段ヲ設ケ(C)」、「高地ヲ切下ケ低地ヲ埋立勾配ヲ緩ニスル事(E)」のように勾配を緩やかにするための指示や、指示対象自体が利用に支障があるといったものもある。このほかこういった意図によって園路・階段の設置・補修、井戸・木灯籠・露床・四阿の設置、動物の放養や動物園の設置などが設計されている。

特に厳島・南湖の2公園では園路の勾配に気を配る指示が多くみられ、「児童が昇降し易き様(A)」や「婦女と雖も容易に昇降せしむる様(A)」というように、女性、児童の利用に支障が無いように配慮されている。また「園内雑木林中ニハ一略一獣籠又ハ一略一鳥類ヲ放養シ自然的動物園トナシ奇観ヲ与フル時ハ老幼婦女子ノ娯楽ニ供シ公園ノ本旨ニ副フモノトス(B)」、あるいは「徒渉池ヲ設ケ一略一池中ヲ徒歩セシムヘキ設備ヲナシ十才以下ノ児童ノ専用運動場トナス事(D)」、「各種新式ノ器械ヲ建設シ児童ノ運動場ニ供スルコト(F)」といったように、とりわけ児童の利用に関する指示は多くみられる。

2) 景勝の観賞

「露床若干を設置する事。此地は市街を眼下に見下し、海山の

風光殊に佳絶の地なり(A)」というように公園内の眺望もしくは公園から周囲を遠望したときに優れた景観が認められ、この景勝を観賞することが意図となっている。ほかにも「四阿1カ所を建設し、瀑布の観望に便ならしむる事(A)」、「四阿ヲ建設シ湖水及溪流ノ眺望ニ供スル事(C)」など眺める場としての四阿・露床等の設置、植物管理といった設計や、「風光一層奇絶、快絶、最も稀に見る所なれども、道路険悪不便ありて惜い(A)」ので園路を改修するというように、景勝地を訪れあるいは景勝地を遠望できる場へと進むための園路設置・改修などが設計されている。

3) 設計対象の美観

設計の対象となるもの自体が公園に美観を添えるよう、もしくは美観を害することのないようにという意図のほか、すでに美観を害し、または不適當、不要といった理由により、工作物や建築物の設置・改修・撤去をはじめ、池や流れ・築山・植物の設置・改修・撤去など幅広く設計されている。

例えば、「清水流れの兩岸を天然石を以て築立て、風致を添うる事(A)」、「石造高欄ヲ設置シ美観ヲ添ユル事(B)」、「松樹ヲ疎植シ風致ヲ添ユル事(E)」といったものや、「噴水ハ天然ノ美観ヲ損スルヲ以テ之ヲ廃止(C)」、「石灯籠ハ庭園的設置ニシテ南湖ノ景致ヲ損スルモノト思惟スルヲ以テ社地ニ移転スル事(E)」、「溜池ハ必要ナキモノト認ムルヲ以テ之ヲ埋立(C)」などの指示がある。

また目標とする景観の定型表現として「吉野桜ヲ並植シ東都墨堤ニ髣髴タラシメ(B)」、「杉及桜樹ヲ植栽シ恰モ東都ノ墨堤ニ髣髴タラシムヘシ(D)」という墨田堤の景観を目指すものと、「黄葉紅葉ヲシテ一略一西京嵐山ノ景色ニ髣髴タラシムベシ(C)」、「山槭、松、吉野桜ヲ配合能ク散植シ、西都嵐山ニ髣髴タラシムルコト(F)」という京都嵐山の景観を目指すものがみられたのも特徴として挙げられる。

4) 記念物等保存

記念物や古木の保存、建築物等の復元を意図して設計されているもので、「相生ノ松の周囲に木柵を設け永遠保存の途を講ずる事(A)」、「紀念ノ建築物ナレハ南湖共楽亭南方中段地ニ移転永遠ニ保存セラレコトヲ望ム(E)」といった指示がみられる。

5) 植物の活用

植物そのものの観賞や緑量の確保のために、植物の植栽・管理あるいは花壇の設置などが指示されている。「小樹木は可成他に移植し、樅木のみを以て壯観を呈する様設計する事(A)」のように特定の樹種を観賞するための指示や、「灌木花卉等ヲ散植シ四時ノ観覧ニ供スル事(B)」、「小花壇ヲ設置シ公衆ノ観覧ニ供スル事(C)」といった花卉を楽しむものがみられる。なかでも「山槭ヲ主トシ交ユルニ松樹ヲ次テシ所謂紅葉黄葉ヲシテ蒼翠ニ対シ風光ヲ發揮センコトヲ期スル(B)」、「満山ニ各種ノ桜花ヲ植栽シテ花季ヲ長カラシメ、一略一全国第一ノ桜花ノ名所タラシムベキ(F)」という意図や先述の墨堤・嵐山にもあるとおり、カエデとサクラに関わる指示は特徴的である。

また「突然隧道を通過するの感あり。又一奇なり。依て通行に支障なき限りは間伐を為さず、自然に任し置く事(A)」、「樹木鬱蒼として閑雅幽邃、俄かに得易からざるを以て、濫伐せざる様注意を要す(A)」、「樹木欠乏ノ地ニハ松・山槭ヲ植継クコト(E)」など植物の量により景観をつくる指示もみられる。

6) 設計対象の用途

「地上の高低を敷均し、別に道巾を定めず随意逍遙の地と為す事(A)」のようにある用途を目的として地形の造成や園路・休憩舎などの設置が指示され、逍遙地や運動場といった常時利用の用途に供するための指示のほか、「四阿ヲ建設シ平素ハ休憩所トシ運動會其他ノ催シアル時ハ之ヲ奏樂堂ニ兼用スル事(C)」といった催事に際して臨時に用途を与える指示がある。このほか特殊なも

のとしては「適当ノ勾配ヲツケタルノ土手ヲ築キ之ニ芝ヲ張り自然ノ滑リ台ヲ設置スル事 (E)」, 「松林及池縁等ハ森林劇ヲ催スニ適当ノ地ト認ム (F)」というように施設を設置するのではなく、特定用途に転用する指示もある。

7) 構造的不備

施設等の構造が完全でないために対象を改修・撤去もしくは補完するものを設置する設計で、水量の増加のための水路の改修や園路に支障のある建築物の撤去等が含まれる。例えば「暗渠を伏、下水を池中に注がざる様設備せしむべし (A)」, 「下水の構造完全ならず。為めに道路大破するが故に下水道路共に修繕をなす事 (A)」, 「腰掛台高キニ失スルヲ以テ地盤ヲ盛土シ (E)」といったものである。

8) 公園の管理

公園の管理上必要と認められる指示で、日常管理のための指示のほか、危険防止や目隠しのための設計がみられる。「小松・馬酔木を植付生垣となし危険なからしむる事 (A)」, 「常緑木ヲ密植シ広場ヲ見透サハル様ナス事 (B)」といった指示は多く、ほかに「灌木常緑木ヲ密植シ妄リニ出入セザル様ナス事 (C)」, 「釣堀所トシ、釣魚ニ対シテハ相当ノ料金ヲ徴収スルコト (F)」といったものがある。

(2) 各公園設計における意図の特徴

これらの意図は長岡の設計思想を最もよく反映したものと判断できるため、着眼点と同様に各公園の立地、地形、来歴による意図の特徴を明らかにするため、各公園の意図の分類別割合を考察した(図-2)。これにより、それぞれの公園を設計するにあたっての重点思想を知ることができる。

すべての公園において2割から3割程度を占める意図としては、利用者の利便性および設計対象の美観に関するものである。なかでも山本公園は利用者の利便性に特に大きな割合(38.2%)を割いている。公園の意義から利用者の利便性のための意図が大きいことは当然であるが、山本公園以外では、このほかの意図により割合が比較的小さくともまっている。特に設計対象の美観に関する意図の割合が大きくなっているのは中島(36.2%)、南湖(37.9%)の両公園で、利便性よりも美観を構成することに注力されている。

一方で厳島公園はほかの公園に比べて特に景勝の観賞の割合が大きく(26.2%)、勝地の公園としての特徴が顕著である。また呉市公園は設計対象の用途に関する意図の割合が大きく(22.2%)、広大な平坦地を有する地に新たに造られる公園という特徴から、平坦だから可能となる用途を企図でき、ほかとは異なった視点を与えられていることがわかる。

各公園の来歴について厳島・樗谿・南湖は従前の景勝地であり、中島・呉市・山本は新たに整備される公園であると先述したが、

この視点からも相違が確認できる。前者の公園では厳島(3.3%)と南湖(8.9%)に記念物等保存の意図がみられるとともに、景勝の観賞の意図もみられる。一方、後者の公園での景勝の観賞は中島公園で1件(2.1%)あるものの、呉市・山本の2公園は冒頭の設計方針でそれぞれ勝地であることが称賛されているにもかかわらず、1件もみられない。それに対して3公園とも前者の公園に比べて設計対象の用途に関する意図の割合が大きい。これにより元々景勝地であった公園は観賞することに、新たに造られる公園は墨堤や嵐山を模した景観の創出や多目的な用途への利用に設計の傾向があることがわかる。

7. これまでの論評との比較と公園像

ではこれまでに知られる長岡の設計思想を、各公園の設計書内に読み取ることができるか、あるいは合致するかを検証したい。これまでに知られる長岡の設計思想として、唯一の遺稿集であり、本人以外の人物により編まれた最初の設計思想ともいえる『遺稿』を主な比較対象としたい。

『遺稿』には公園および庭園の設計についての思想が項目分けされて記されている。まず公園の意義について「公園はこれらの人々(一般の人々や児童、筆者注)を歓待すべく特に注意して設計せねばならない」とし、「既に存する自然の地形を出来るだけ利用し「眺望絶佳なる地緑陰濃き林間、水澄める流水の辺等には、努めて共同ベンチ或は四阿を散置」すべきであるとともに、「第一に多人数を入れ得べき広場を有する事、第二に児童の遊戯場を備へる事は必要条件である」と述べている。実際の設計書を見ると6公園すべてがなるべく人工を加えない方針とされ、特に厳島公園で眺望を楽しむためのベンチや四阿の設置が多数指示されていることと合致する。必要条件とされた広場や遊戯場も設計され、既存の景勝を楽しむことを重視するとともに、眺望を楽しむべき景勝に恵まれない公園では名所の模造による眺望や娯楽の創出のほか、利便性や用途に重きを置く設計がみられる。

各論へ目を転じると6公園すべてに通じる思想が多い。例えば「坂路は成可く傾斜を自然になだらかに」することや、「崩れた崖地も一中略一自然の風致に適合する様」修理するほか、公園に植えるべき樹木は「其土地に適したる自然木」がよく、「瀧は深山の中に自然的に」造り、「池の周囲は自然のままになだらかに高くするのがよい」というように、基本的な設計思想として「自然的」というものがあり、これは前章までにみたように各公園設計書にもよく表れている。

この裏返しとして「泉水築山は、箱庭的の設営にして天然の風景に添わざるものと認むる(A)」, 「噴水ハ天然ノ美景ヲ損スル(C)」, 「石灯笼ハ庭園的設置ニシテ南湖ノ景致ヲ損スル(E)」などが設計書にみられる。これについて『遺稿』に「(庭園の、筆者

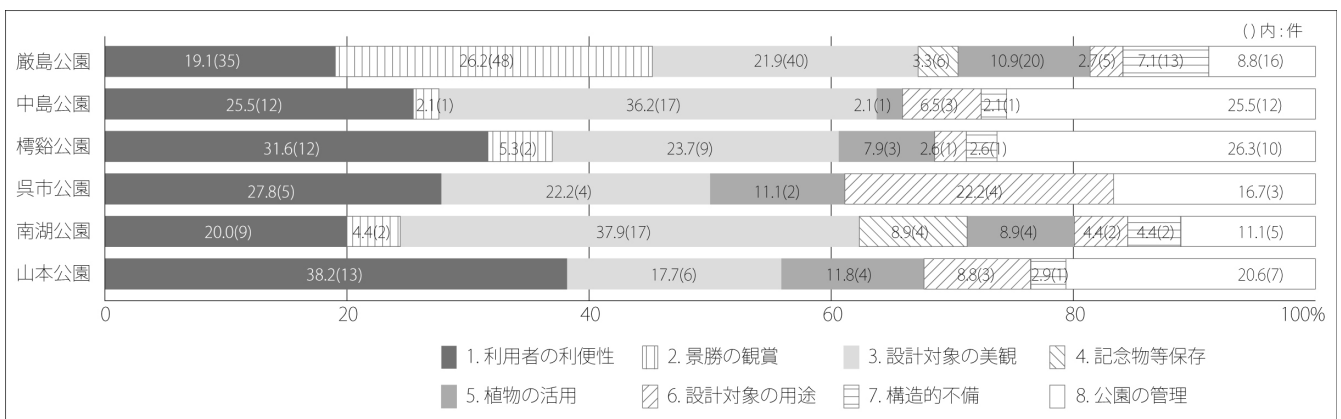


図-2 各設計書における意図の出現割合

注) 古書たるや、多くは旧時代の遺物とでも云ふべく、徒らに法則に縛られたる箱庭的庭園の設計法を説くのみや、「面倒な奥義秘伝とか、堅苦しい複雑な詳則などが生じて来て、著しく造庭法に制限を加え束縛を与えるに至った」、あるいは「あまりに人工を加へすぎでは自然に遠り、箱庭になつて品位を落す」との記述がある。それまでの庭園書に書かれている造庭手法への反発が公園設計の思想にも顕在しており、それに対する「自然的」な設計へのこだわりは長岡の思想において重要な視点であるといえる。

しかし、景勝の眺望のために園路を開設することや、傾斜を緩やかにするための造成、運動場や遊具、動物園などの設置は人工的なものである。ここには自然の地形を利用しながらも、公園である以上は広場や遊戯場を必要とし、「開放的であり、平等であり、児童本位である事」という思想が最上位として位置づけられていることが読みとれる。冒頭に紹介した長岡の設計思想の評価は人工物の意義は認めながら自然の地形や植生を重んじ、あるいは自然の地形を活かし最小限の人為を加える設計、あるいは雑木林的景観や逍遙の景観に特徴があり、一方利用の面では市民を中心とした社会性や教育面にも重点を置くというものであったが、むしろ次のような評価ができる。それは、自然の地形や眺望を尊重しながらも、公園として一般来園者の利用を最重視し、人工をなるべく目立たせない美観と利便性に配慮した手法によって公園施設を整備するもので、しかも公園の立地や来歴によって観賞と利用の比率が変化する設計である。

8. まとめ

これまで『遺稿』に頼るところの大きかった長岡安平の設計思想の検討は、『遺稿』に基づく設計対象を限定しない総括的な評価や、ひとつの公園等の設計を対象とした限定的な評価となっていた。具体的には、自然の地形や植生を守り、その中を逍遙することが長岡の公園設計の重要な視点とされてきた。

そこで本論は長岡安平の公園設計書6点を対象として長岡の公園設計についての詳細を取り扱い、今回設計時期の違う公園設計書を比較しながら長岡の設計思想を検討した。これにより設計方針、個別設計事項から設計の着眼点の抽出、個別設計事項の指示内容の分類と、分類ごとの傾向を明らかにし、また個別設計事項には設計意図が確認できたため、長岡の公園設計思想とその傾向を直接的な設計指示の中から明らかにすることができた。

結果今回の検討において、これまで指摘されていた自然の地形や植生を守り、その中を逍遙することは必ずしもすべての公園に適合するものではなく、確かに厳島公園のように自然豊かな景勝地に設けられた公園には危険なく現存の風景を楽しむというこの思想が設計に表れているが、景勝の貧小な設計地においては嵐山や墨堤を模すなどの手法で積極的に風致や美観を創出しようとする姿勢がみられた。一方で例えば、女性や児童をはじめとした一般利用者の利便性にかかわる意図による設計は、園路の緩傾斜化、広場のための平坦化など時に天然の状態に改変を加えるものであり、利用者本位の姿勢は何よりも優先される公園としての条件と考えられていたことがわかった。こうした設計に付随する思想として「自然的」というキーワードが頻出するが、これはむしろ天然の状態を表す自然ではなく、造庭の型となった人工的に過ぎる法則や手法への反発として、飾らないまたは気取らない状態を表す自然という意図ととらえられる。

本論で時期や来歴の異なった6箇所の公園設計書を取り上げ比較したことはより横断的で具体的な検証を可能とし、長岡安平の公園設計思想について、利用者本位の姿勢を第一とし、このため

には過度に人工的、形式的でない手法による天然の状態の改変もあったという新たな評価を加えることができた。

補注・参考文献

- 1) 浦崎真一 (2014a) : 長岡安平の官歴を中心とした経歴区分による設計業績の変遷について : ランドスケープ研究 77(5), 407-412
- 2) 同書, 409-410
- 3) 井下清 (1926) : 祖庭 長岡安平翁造庭遺稿 : 文化生活研究会
- 4) 赤坂信 (2000) : 井下清による史蹟名勝天然記念物保存事業に対する批判とその論拠 : ランドスケープ研究 63(5), 385-388
- 5) 市川秀和 (2003) : 足羽山公園と西山公園にみる場所の政治学—福井県における近代公共空間の形成に関する考察 (1) — : 日本建築学会北陸支部研究報告集 46, 407-410
- 6) 佐藤雄紀・越澤明・坂井文 (2009) : 小樽市における明治期および昭和初期に整備された主要公園の計画について : 日本建築学会技術報告集 15(29), 313-316
- 7) 小林昭裕 (2014) : 札幌市大通にみる広幅員街路の公園化における社会文化的視点からの史的考察 : ランドスケープ研究 77(5), 633-638
- 8) 津田礼子 (2003) : 研究ノート—長岡安平の公園デザイン—逍遙の景観— : 芸術文化 8, 68-87
- 9) 長谷川智之 (2007) : 秋田・千秋公園にみる長岡安平の設計思想 : 都市公園 179, 99-103
- 10) 同書, p.102
- 11) 津田礼子 (2003) : 前掲書, p.78
- 12) 同書, p.77
- 13) 長谷川智之 (2007) : 前掲書, p.102
- 14) 浦崎真一 (2014a) : 前掲書, 409-410
- 15) 図面史料は長岡安平顕彰事業実行委員会編 (2000) : 祖庭長岡安平—わが国近代公園の先駆者 : 東京農業大学出版会や、東京都公園協会 (2011) : みどりの図書館東京グリーンアーカイブスの長岡安平コレクションについて : 都市公園 194, 70-73 などで紹介されている。
- 16) まとまった設計図書の調査としては、浦崎真一 (2013) : 長岡安平の設計図書についての調査 : 都市公園 203, p.36 がみられる程度である。
- 17) 浦崎真一 (2013) : 前掲書および浦崎真一 (2014b) : 長岡安平史料調査と「長岡安平史料群」目録改訂 : 都市公園 206, 65-68
- 18) 呉市公園設計書のみ長岡安平の雅号である祖庭にて署名あり。
- 19) 厳島公園設計書は個人蔵の「厳島公園設計書」を翻刻した資料である岡崎環 (1987) : 厳島公園設計書 : あき 8, 1-20 を使用し、呉市公園設計書および南湖公園設計書は東京都公園協会 (2013) : 平成二十四年度長岡安平関係資料調査および翻刻集所載の翻刻を使用し適宜原典を参照した。
- 20) 浦崎真一 (2014a) : 前掲書, p.408
- 21) 呉市公園について浦崎 (2014a) の研究の根拠となった『遺稿』では大正4年の設計とあるが、今回対象とした設計書の記載は大正3年であるためこちらに従う。
- 22) 浦崎真一 (2014c) : 長岡安平の業績と、交流のあった人々 : 都市公園 204, p.87
- 23) 井下清 (1926) : 前掲書, p.72
- 24) 鳥取新報社 (1912) : 本市公園の概説 : 鳥取新報 1月8日付
- 25) 井下清 (1926) : 前掲書, 1-40, 以下引用は同書からのものである。